

# 介護福祉士を目指す留学生のための相談窓口

※「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業」(平成30年度厚生労働省予算事業)において実施

平成31年度  
予算(案)事業

## 新 外国人介護人材相談支援事業

本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

### 事業内容 (イメージ)

#### 1. 相談支援等の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。
- 相談支援の実施を通じて、介護業務に従事する外国人の相談内容等を集約・分析し、その実態を把握する。実態把握を踏まえて、介護業務に従事するにあたっての主な課題に対する支援方を検討し、その結果をとりまとめ、相談支援マニュアルを作成する。
- 全国複数ブロックにおいて、外国人介護人材を対象とした相談会を開催する。 等

#### 2. 1号特定技能外国人への支援等の実施

- 介護分野における1号特定技能外国人の受入施設に対して巡回訪問を実施。巡回訪問では、外国人の雇用状況や就労状況、受入施設における外国人材に対する支援の実施状況等についての情報収集等を行い、必要に応じて受入施設への助言等を行う。
- 介護分野特定技能協議会(仮称)の業務支援の実施。 等



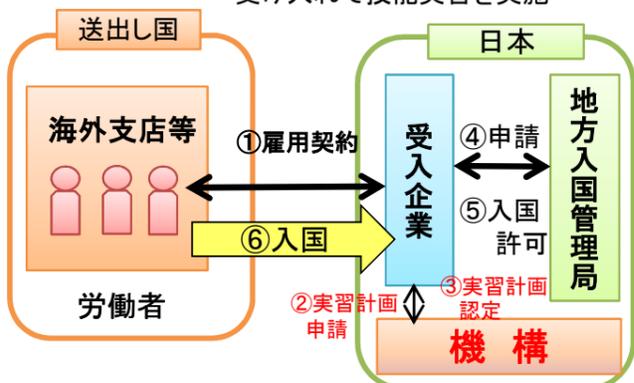
補助率	定額補助
実施主体	民間団体 (公募による選定)

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。  
※平成30年6月末時点

## 技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

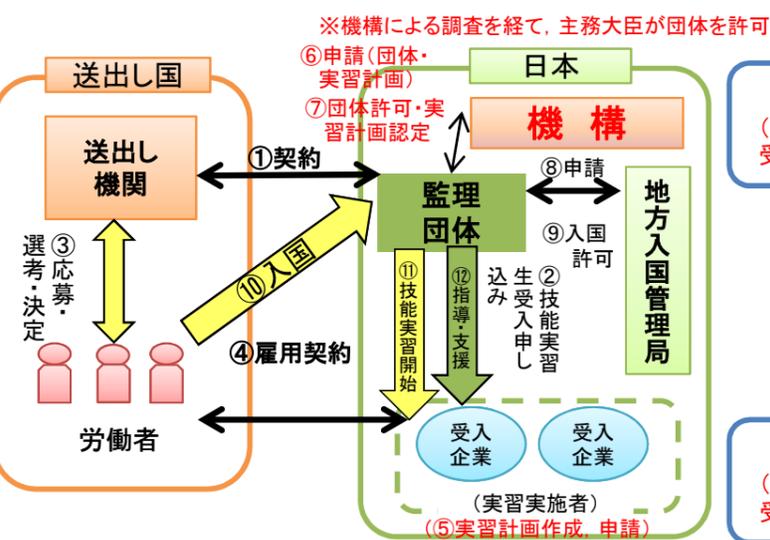
### 【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

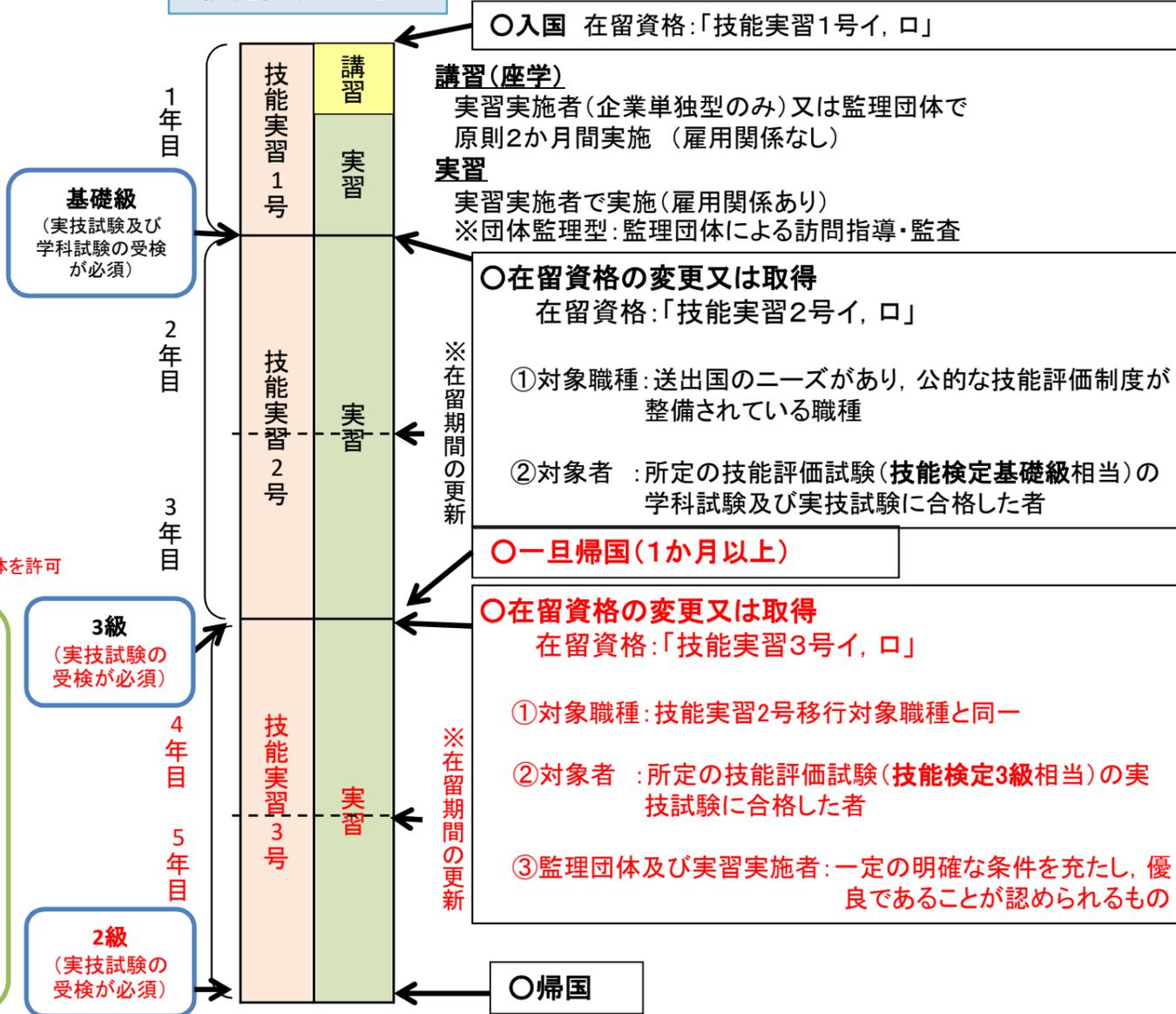


### 【団体監理型】

非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



## 技能実習の流れ



## 技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受け入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

<b>介護固有要件</b>  ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	<b>コミュニケーション能力の確保</b>	・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	<b>適切な実習実施者の対象範囲の設定</b>	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	<b>適切な実習体制の確保</b>	・受け入れ人数枠 受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	<b>監理団体による監理の徹底</b>	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
<b>技能実習評価試験</b>	<b>移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化</b>	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	<b>適切な公的評価システムの構築</b>	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

## 技能実習生に関する要件

### 技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

### 「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ <sup>1</sup> であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ <sup>2</sup> であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※)同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

## 実習実施者・実習内容に関する要件

### 技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したもののの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

### 「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。  
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。

**対象施設** 【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの】(白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。)

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定介護予防訪問入浴介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護老人保健施設
盲児施設	精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居室介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療養施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業	外出介護(平成18年9月までの事業)	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)	移動支援事業	第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
保育所等訪問支援	指定地域密着型通所介護	生活保護法関係の施設
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防通所介護	救護施設
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)	指定認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	その他の社会福祉施設等
障害者支援施設	老人短期入所施設	地域福祉センター
療養介護	指定短期入所生活介護	隣保館デイサービス事業
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	ハンセン病療養所
共同生活介護(ケアホーム)	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	原子爆弾被爆者養護ホーム
共同生活援助(グループホーム)	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者デイサービス事業
自立訓練	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労移行支援	有料老人ホーム※1	労災特別介護施設
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)	指定複合型サービス※2	病院又は診療所
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	病院
身体障害者自立支援	※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。	診療所
日中一時支援	※2 訪問系サービスに従事することは除く。	
	※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。	

**技能実習生の人数枠**

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)した数を超えることができない。

**<団体監理型の場合>**

事業所の常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体(1・2号)	1号	全体(1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の20分の1	常勤介護職員の20分の3	常勤介護職員の10分の1	常勤介護職員の5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

**<企業単独型の場合>**

事業所の常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体(1・2号)	1号	全体(1・2・3号)
常勤介護職員の20分の1		常勤介護職員の20分の3	常勤介護職員の10分の1	常勤介護職員の5分の3

## 入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要な情報	8※ <sup>1</sup>
生活一般	—
総時間数	320※ <sup>1</sup>

(※1) 技能実習制度本体上定められているもの。総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

①日本語	
教育内容	時間数(※ <sup>2</sup> )
総合日本語	100(90)
聴解	20(18)
読解	13(11)
文字	27(24)
発音	7(6)
会話	27(24)
作文	6(5)
介護の日本語	40(36)
合計	240

(※2) 日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。( )内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本 I・II	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

## 入国後講習の講師要件について

日本語(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者</li> <li>○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者</li> <li>○ 日本語教育能力検定試験に合格した者</li> <li>○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で相当と認められるものを修了したもの</li> <li>○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者</li> <li>○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの</li> </ul>
--------	--

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者</li> <li>○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者</li> <li>○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者</li> <li>○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者</li> <li>○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者</li> </ul>
--------	---

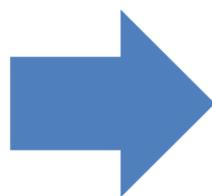
## 入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上（N3取得者の場合は80時間以上）、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。（各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。）
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

### <入国後講習の一部を免除する場合の具体例>

#### 【入国前】（※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合）

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



#### 【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

( )内の時間数は告示で標準として示した時間数

## 監理団体に関する要件

### 技能実習制度本体（主な要件）

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
  - (1) 商工会議所※ (2) 商工会※ (3) 中小企業団体※ (4) 職業訓練法人 (5) 農業協同組合※ (6) 漁業協同組合※ (7) 公益社団法人 (8) 公益財団法人
  - (9) その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

### 「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
  - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
    - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
  - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体（その支部を含む。）であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等（※看護師等）がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否（いわゆる「介護」職種における優良要件）は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

# 介護職種における優良な監理団体の要件

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件を満たしている必要がある。)

	項目	配点
①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大40点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	V 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点	

	項目	配点
②介護職種における技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点
	II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 <計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 -うちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点
	III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点	

## 新たな技能実習制度における申請等件数

### 1 監理団体許可(平成30年12月末現在)

申請件数	許可件数
2,573件(うち介護職種535件)	2,422件(うち介護職種476件) うち一般監理事業(※1) 1,064件(介護職種212件) うち特定監理事業(※2) 1,358件(介護職種264件)

(※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年(前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。

(※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年(前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。

### 2 技能実習計画認定(平成30年12月末現在)

区分	申請件数	認定件数
企業単独型(※3)	11,983件(うち介護41件)	11,381件(うち介護5件)
団体監理型(※4)	398,596件(うち介護1,475件)	371,859件(うち介護941件)
計	410,579件(うち介護1,516件)	383,240件(うち介護946件)

(※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

(※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

# 「経済財政運営と改革の基本方針2018」 (平成30年6月15日閣議決定)

## 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

### 4. 新たな外国人材の受入れ

(従来の外国人材受入の更なる促進)

介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

## ～介護職種の技能実習生の日本語学習をサポートしています～

介護職種の技能実習生の受入れについて、実習生が円滑に技能を修得できるよう、実習生の日本語学習をサポートするためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を公開しています。

### WEBコンテンツ **にほんごをまなぼう** の特徴

- 介護の技能実習生の日本語学習をサポート [無料で利用できます]
- 監理団体や実習実施担当者が実習生の学習管理を行うことができます
- 技能実習生の自己学習を促します
- 順次、コンテンツの多言語対応を進めています (※)

※2019年3月現在、英語、インドネシア語、ベトナム語、中国語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語に対応しています。

「にほんごをまなぼう」 ➤ <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

### ⑨ 監理団体がコンテンツを利用する際の申請手順は次のとおりです。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1. 利用申請           | : 監理団体利用申請ページ ( <a href="https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/register.aspx">https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/register.aspx</a> )から団体情報を登録します。 |
| 2. 利用登録完了         | : 利用申請の後、メールで通知されたURL、ID、パスワードを使ってログインします。   |
| 3. 実習実施担当者・実習生の登録 | : 実習実施担当者や実習生の情報を登録します。  |
| 4. 実習生の学習管理       | : 監理団体、実習実施担当者が実習生の学習状況を確認できます。<br>(実習生が立てる目標の確認、テストの採点、テスト結果の確認、目標の進捗等)   |

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 事業実施イメージ

### 1. 自己学習のためのWEBコンテンツの開発・運用等

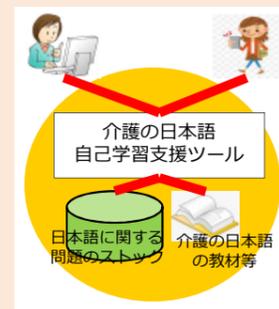
- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。WEBコンテンツは入国前から利用できるようにする。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

### 2. 学習用テキストの作成

- 介護の日本語に関する学習教材（介護技能評価試験や介護日本語評価試験の学習に資するものを想定）を作成し、教材は必要に応じて多言語化する。

### 3. 外国人介護人材受入施設職員等を対象にした講習会の開催

- 外国人介護人材の受入施設職員等を対象にして、介護の日本語学習支援を効果的に行うための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。等



補助率	定額補助
実施主体	民間団体（公募による選定）

## 経緯

## 1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

## 2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「深刻な人手不足が生じて」おり、「専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。」

## 3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置  
2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

## 4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

## 5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

## 背景

○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

○2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

## 出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要について

## 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

## 1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

## 2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

## 3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

## 4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

## 5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

## 6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

## 7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

## 8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

**1 制度の意義に関する事項** 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

- ▶ **特定技能外国人を受け入れる分野**  
生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
- ▶ **人材が不足している地域の状況に配慮**  
大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
- ▶ **受入れ見込み数** 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- ▶ **国内における取組等** 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
- ▶ **国外における取組等** 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
- ▶ **人手不足状況の変化等への対応**  
○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討  
○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
- ▶ **治安上の問題が生じた場合の対応**  
特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

- ▶ **1号特定技能外国人に対する支援**  
生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援  
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
- ▶ **雇用形態** フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
- ▶ **出入国管理上の支障による措置** 被送還者の自国民を引取義務を適切に履行していない国から受入れは行わない。その他、我が国の出入国管理上、支障を生じさせている国からの受入れについては慎重に対応する。
- ▶ **基本方針の見直し** 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

## 分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野		介護
1	人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)
		60,000人
2	人材基準	技能試験
		介護技能評価試験（仮） 【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト（仮）等  （上記に加えて） 介護日本語評価試験（仮）等
3	その他重要事項	従事する業務
		・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外  〔1試験区分〕
		雇用形態
	受入れ機関に対して特に課す条件	直接  ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

(注1) 2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

1 新たに設ける省令(2省令)

① 契約, 受入れ機関, 支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
・ 報酬額は, 日本人が従事する場合の額と同等以上であること
・ 一時帰国を希望した場合, 休暇を取得させること
・ 外国人が帰国旅費を負担できなければ, 受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずること など
○ 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
・ 労働, 社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
・ 特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
・ 行方不明者を発生させていないこと
・ 欠格事由(前科, 暴力団関係, 不正行為等)に該当しないこと
・ 労働者派遣をする場合には, 派遣先が上記各基準を満たすこと
・ 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(\*)
・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること(\*)
・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(\*) など
(注) 上記のうち\*を付した基準は, 登録支援機関に支援を委託する場合には不要
○ 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)
※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野, 技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野, 技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)
※分野別運用方針を反映させた形で規定
→ 2号は建設, 造船・船用工業のみ

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては, 登録支援機関の登録手数料額, 登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
・ 1号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
・ 2号特定技能外国人: 業務に必要な技能水準
・ 紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
・ 特定技能外国人が18歳以上であること など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)
・ 報酬の支払状況や離職者数等
○ 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)
・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を確保していること など
○ その他
・ 1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は,
1号特定技能外国人 1年, 6か月又は4か月
2号特定技能外国人 3年, 1年又は6か月 など

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額224億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
○ 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
(2) 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
○ 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
○ 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
○ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
(2) 生活サービス環境の改善等
① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
○ 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備【17億円】
○ 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援
② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
○ 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
○ 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
○ 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
○ 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
○ 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
④ 住宅確保のための環境整備・支援
○ 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
○ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
(3) 円滑なコミュニケーションの実現
① 日本語教育の充実
○ 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
○ 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
○ 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
○ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
○ 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
○ 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
○ 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
○ 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員数等の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
○ 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
○ 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】
(5) 留学生の就職等の支援
○ 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
○ 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
○ 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
○ 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
○ 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
(6) 適正な労働環境等の確保
① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
○ 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
② 地域での安定した就労の支援
○ ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
○ 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
(7) 社会保険への加入促進等
○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
○ 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
○ 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
○ 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
○ 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
○ 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
(2) 海外における日本語教育基盤の充実等
○ 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
○ 在外公館等による情報発信の充実【34億円】

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
○ 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
○ 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行
(2) 在留管理基盤の強化
○ 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
○ 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
(3) 不法滞在者等への対策強化
○ 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
○ 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悪質調査・対応

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

- ・暮らしやすい地域社会づくり  
多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)の整備等
- ・生活サービス環境の改善等  
医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
- ・留学生の就職等の支援  
就職支援プログラム認定, 介護人材確保の支援等

- ・外国人材の適正・円滑な受入れの推進に向けた取組  
日本語能力判定テストの実施, 海外における日本語教育基盤強化等

### 出入国管理及び難民認定法



1

## 制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護, ビルクリーニング, 素形材産業, 産業機械製造業, 電気・電子情報関連産業, (14分野) 建設, 造船・舶用工業, 自動車整備, 航空, 宿泊, 農業, 漁業, 飲食料品製造業, 外食業  
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

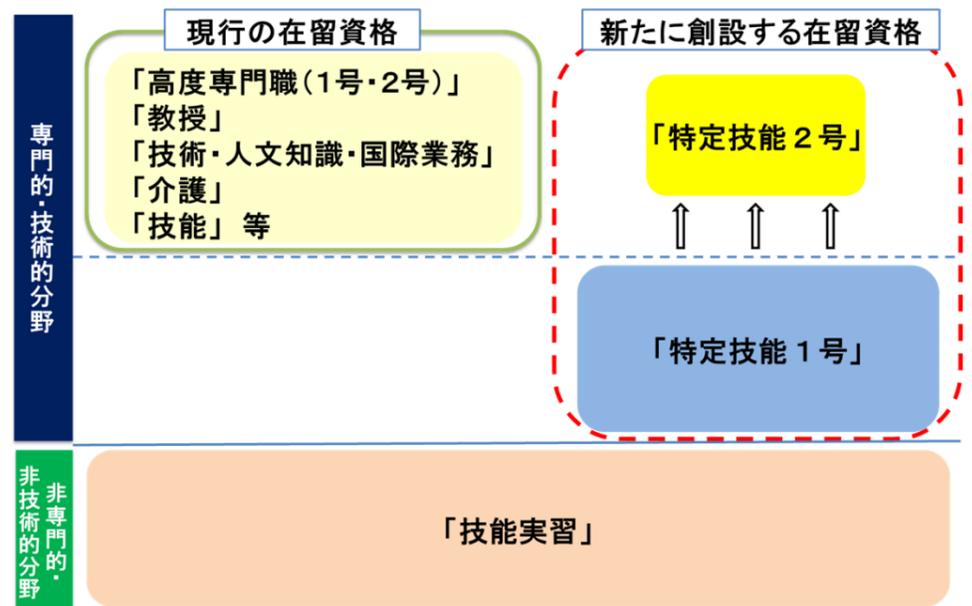
### 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年, 6か月又は4か月ごとの更新, 通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

### 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年, 1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能(配偶者, 子)
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

### 【就労が認められる在留資格の技能水準】



2

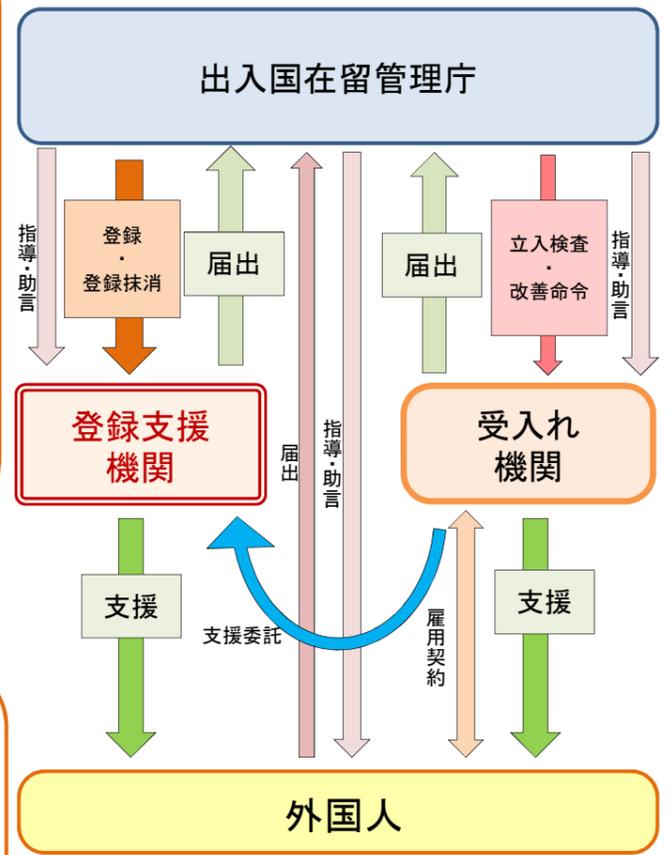
受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
  - ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。
  - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。



登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
  - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）

